

「消費税減税」「インボイス廃止」共に訴えよう

◎消費税なくす長岡各界連絡会5月街頭行動

長岡各界連絡会では5月の消費税廃止の街頭行動を5月23日(金)12時30分アオーレ長岡前歩道にて行いました。参加13名、マイク宣伝あり、酒井会長
の歌ありでした。続く物価高と一部にとどまる賃上げ
で庶民の暮らしが厳しくなる中、与野党とも、今まで
見向きもなかった政党までもが急に消費税減税を唱
え始めて初めての街頭行動でしたが、長岡市民の反応
は鈍く、「消費税を5%に」の署名が1筆、シール投票
「5%に下げるべき」が
4枚でした。消費税減税
を訴えるチラシを受け取
る人はいるものの、いつ
もはその内何人かが署名
やシール投票もしてくれ
るのですが今回は素通り
でした。

この間一貫して消費税
減税を主張してきた政党
に加え、一時は所得税減
税に固執して消費税減税
に口を閉ざした政党も、
あまりにひどい物価高で
生活が大変になった国民
世論に押される形で食料
品0%や1年限定で減税
など主張しています。

しかし私たち中小業者
にとっては「消費税を当面5%に減税」して「複数税
率を無くしてインボイスを無意味化して廃止」する事
が大事です。

世論が消費税減税に肯定的な今こそ、街頭で「消費
税5%減税・インボイス廃止」を訴えて行きましょう。

◎長岡民主商工会 第63回定期総会

日時 7月6日(日)
総会 午後1時より3時15分頃迄
懇親会 午後3時30分〜5時15分 6,000円
場所 東泉閣(柏町2丁目3-11)

懇親会参加の方には、支部によっては参加費の補助が
あります。違う業種、違う年代の方と話す貴重な機会
でもあります。ぜひ多くの方の参加を願います。
参加申し込みは支部役員または民商事務所まで



◎労働保険事務組合より

令和7年度保険料第一期納入通知書が出来ました。
○一般の労働保険(労災・雇用保険)委託事業者、建
設業一人親方組合の加入者、共に6月10日以降に各
期労働保険料を計算した結果の「納入通知書」をお送
りします。年間を3期に分けた期別保険料の内訳表と、
今回第一期分の保険料額が記載されていますので、そ
こに記載された第一期分保険料等について、一般の労
働保険の事業者は口座引落日の6月27日(金)の前日
までに口座残高確保を、また建設業一人親方組合に加
入の方については同封の振込用紙で6月27日までに
郵便振込をお願いします。

◎源泉所得税 改定について

令和7年分以降の源泉所得税について改定がありまし
たが、その内基礎控除額の改定につきお知らせします。
○令和6年分まで所得2350万円以下は一律48万円
↓令和7年・8年分 一律58万円(所得に際した額
↓令和9年分以降 所得132万円以下は95万円
132万円超は一律58万円

左の表をご覧ください。

11月までは月々の給与からの源泉徴収事務は今まで
通り行い、12月以降に行う年末調整の際に、改定後
の基礎控除額に基づき計算しますので留意下さい。

(国税庁のサイトより抜粋)

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 万円)	基礎控除額		改正前
	改正後 (注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 3,356 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万円 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

(注)1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算
額を加算した額となります。

※2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についての
み適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。